



新事業展開資金のご案内



現在行っている事業とは異なる新分野への進出や事業転換を行おうとする方、新たな技術・製品・商品・サービスの開発または企業化などを行おうとする方を対象とした資金種類です。

「新事業展開資金」をご利用いただける方

- 杉並区内に1年以上主たる事業所（法人の場合は本店登記）及び事業実態を有する方
- 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- 申込みをする日までに納付すべき住民税（市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税と法人住民税）を滞納していない方
- 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方
- 以下のいずれかの項目を計画または着手し、そのための資金が必要な方
 - ア 新分野への進出（異業種への進出。日本標準産業分類の小分類が異なること）
 - イ 事業転換（現在営んでいる事業を廃止して、異なる事業を始めること。日本標準産業分類の小分類が異なること）
 - ウ 新たな技術・製品・商品・サービスの開発又は企業化
 - エ 情報通信技術の開発又は企業化
 - オ 環境関連・省エネルギー・リサイクル・防災の技術開発又は企業化
 - カ 福祉関連の技術開発又は企業化

融資条件

（利率は年利）

資金用途	限度額	貸付期間（注1）	表面利率	本人負担利率	利子補給率	担保及び保証
運転資金 設備資金	1,500万円	運転資金 7年以内 設備資金 9年以内 <small>（据置6か月以内含む）</small>	2.00%	0.67%	1.33%	金融機関との協議により以下の方法から決まります。 ●信用保証協会 ●連帯保証人 ●担保（不動産担保等） 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
				<i>優遇を適用した場合の利率（注2）</i> 0.47%	<i>1.53%</i>	

（注1）運転資金・設備資金併用申込の場合は、貸付期間は7年以内とします。

（注2）以下の（ア）～（ウ）に該当する場合、利率を0.2%優遇します。

（ア）住環境と調和した業種優遇：情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種を営む場合。

（イ）人材雇用等創出優遇：資金用途に、新たな人材雇用や賃金の引上げ、求人に関する広報費等を含む場合。

（ウ）環境負荷軽減促進優遇：資金用途に、省エネ設備、再エネ設備、低燃費車等の導入経費を含む場合。

（対象となる設備については要件があります。詳細は区ホームページをご覧ください）

あっせん申込に必要な書類等

		法人 提出する書類	個人 提出する書類
1	<input type="checkbox"/>	融資あっせん申込書(法人用) (第1号様式(乙))	融資あっせん申込書(個人用) (第1号様式(甲))
2	<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書と決算書(コピー)	所得税確定申告書と決算書(コピー)
3	<input type="checkbox"/>	事業計画書(区所定の書式)	
4	<input type="checkbox"/>	営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー) ※許認可や資格が必要な業種のみ	
5	<input type="checkbox"/>	見積書(コピー) ※設備資金を申込みの場合のみ	
		確認する書類 <small>(申込時に確認後、お返しします)</small>	確認する書類 <small>(申込時に確認後、お返しします)</small>
6	<input type="checkbox"/>	法人実印の印鑑証明書 <small>発行後3か月以内のもの</small>	事業主実印の印鑑証明書 <small>発行後3か月以内のもの</small>
7	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書 <small>発行後3か月以内のもの</small>	
8	<input type="checkbox"/>	代表者の住民税納税証明書 <small>2年度分(最新年度と前年度)普通徴収の場合、納税通知書と領収書でも可。非課税の場合は非課税証明書が必要です</small>	事業主の住民税納税証明書 <small>2年度分(最新年度と前年度)普通徴収の場合、納税通知書と領収書でも可。非課税の場合は非課税証明書が必要です</small>
9	<input type="checkbox"/>	法人事業税・法人住民税の納税証明書 <small>最新のもの 非課税の場合は不要</small>	個人事業税の納税証明書 <small>最新のもの 非課税の場合は不要</small>
		持参するもの	注意事項
10	<input type="checkbox"/>	印鑑(実印) <small>法人は、法人実印 個人は、事業主の実印 申込書類に訂正等があった場合に使用します</small>	

※上記以外の書類が必要になる場合もあります。

【住環境と調和した業種】

1 下表の業種

番号	項目名称	番号	項目名称
371	固定電気通信業	741	獣医療業
372	移動電気通信業	742	土木建築サービス業
373	電気通信に附帯するサービス業	743	機械設計業
382	民間放送業(有線放送業を除く)	744	商品・非破壊検査業
383	有線放送業	745	計量証明業
391	ソフトウェア業	746	写真業
392	情報処理・提供サービス業	749	その他の技術サービス業
401	インターネット附随サービス業	791	旅行業
411	映像情報制作・配給業	792	家事サービス業
412	音声情報制作業	793	衣服裁縫修理業
413	新聞業	794	物品預り業
414	出版業	799	他に分類されない生活関連サービス業
415	広告制作業	8023	劇団
416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	8024	楽団、舞踏団
432	一般乗用旅客自動車運送業(福祉輸送事業限定に限る)	8025	演芸・スポーツ等興行団
4391	特定旅客自動車運送業(介護タクシーに限る)	823	学習塾
674	保険媒介代理業(少額短期保険代理業を除く)	824	教養・技能教授業
6752	損害査定業	832	一般診療所
681	建物売買業、土地売買業	833	歯科診療所
682	不動産代理業・仲介業	834	助産・看護業
694	不動産管理業	835	療術業
721	法律事務所、特許事務所	8361	歯科技工所
722	司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	8544	訪問介護事業
723	行政書士事務所	911	職業紹介業
724	公認会計士事務所、税理士事務所	912	労働者派遣業
725	社会保険労務士事務所	921	速記・ワープロ入力・複写業
726	デザイン業	922	建物サービス業
727	著述・芸術家業	923	警備業
7281	経営コンサルタント業	9291	ディスプレイ業
729	その他の専門サービス業	9292	産業用設備洗浄業
731	広告業	9293	看板書き業
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業

※番号と項目名称は、日本標準産業分類に準拠したものです。

2 上の表に掲げる業種のほか、在宅生活を支える高齢者の介護サービスまたは障害者の支援サービスを提供する事業を行う場合は、当該の業種も対象となります。

お問い合わせ・お申込みは
杉並区産業振興センター 就労・経営支援係(創業・経営相談担当)
 〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階
 TEL 5347-9182(直通) FAX 3392-7052